

平成 2 4 年 3 月 6 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会議案目次

報告第 1 号	専決処分事項の報告について	1
報告第 2 号	専決処分事項の報告について	3
議案第 19 号	合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に 対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条 例	5
議案第 20 号	廿日市市暴力団排除条例	11
議案第 21 号	廿日市市協働によるまちづくり基本条例	17
議案第 22 号	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入 国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約 に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管 理に関する特例法の一部を改正する等の法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例	27
議案第 23 号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	31
議案第 24 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	35
議案第 25 号	廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の 一部を改正する条例	43
議案第 26 号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	47
議案第 27 号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する 条例	51
議案第 28 号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	55
議案第 29 号	広島圏都市計画事業廿日市駅北土地地区画整理事 業施行条例の一部を改正する条例	59
議案第 30 号	廿日市市市営住宅設置及び管理条例及び廿日市 市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する 条例	63
議案第 31 号	廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例	69
議案第 32 号	はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部	73

を改正する条例

議案第 3 3 号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	…… 7 7
議案第 3 4 号	廿日市市工業団地下水道条例を廃止する条例	…… 8 1
議案第 5 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める ことについて	…… 8 5
議案第 5 1 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	…… 8 9
議案第 5 2 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 9 1
議案第 5 3 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 9 9
議案第 5 4 号	廿日市市監査委員の選任の同意について	…… 1 0 1
議案第 5 5 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	… 1 0 3

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成24年3月6日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 66,633円

2 専決処分年月日 平成24年1月17日

(参考事項)

平成23年10月6日四季が丘公園敷地内の遊具で発生した施設不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成24年3月6日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 192,444円
債権者 広島市南区翠五丁目21番13号
明和運送株式会社
代表取締役 武 安 哲 男
- 2 専決処分年月日 平成24年1月24日

(参考事項)

平成23年7月12日市道阿品10号路線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 19 号

合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課
徴収の特例に関する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の賦課徴収について、廿日市市税条例（昭和31年条例第29号。以下「市税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(税率の特例)

第2条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の税率は、市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車 年額 500円
- (2) 軽自動車
 - ア 二輪又は三輪のもの 年額 1,000円
 - イ 四輪以上のもの 年額 3,000円
- (3) 二輪の小型自動車 年額 1,000円

(徴収方法の特例)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、市税条例第85条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条に規定する軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、廿日市市が発行する別記様式第1号による証紙を購入し、当該証紙に別

記様式第2号による納税済印を受けることにより、当該軽自動車税を納付しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の軽自動車税から適用する。

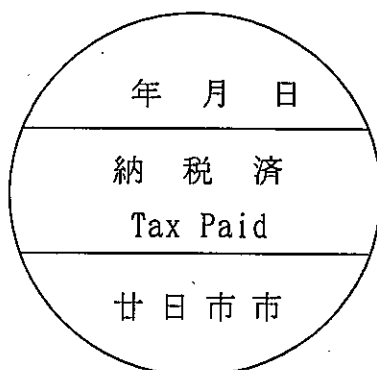
(別記)

様式第1号(第4条関係)

車 種 (Type of Vehicle)			
標 識 番 号 (Plate Number)	No.		
登 録 番 号 (Registration Number)	No.		
軽自動車税証紙 Light Vehicle Tax Stamp			
税 額 (Tax Amount)	¥		
課税年度 (Taxable Fiscal Year)		年度	
交付年月日 (Date of Delivery)	年	月	日
廿日市市 Hatsukaichi City			

寸法 縦6センチメートル 横9センチメートル

様式第2号(第4条関係)



書体 かい書

寸法 直径 2 センチメートル

(提案理由)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき、施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第4条第1項の規定等に基づき、軽自動車税の賦課徴収について、廿日市市税条例の特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 20 号

廿日市市暴力団排除条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割を明らかにし、暴力団の排除を推進するために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。
- (4) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内における事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により、広島県公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定されている法人その他の暴力排除活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力排除活動は、暴力団が市民の安全で平穏な生活に悪影響を及ぼす存在であることを市、市民等及び関係機関等が共に認識し、相互に

連携して一体となり、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を強化し、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力排除活動を行おうとする市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、法令上の義務がある場合のほか、その行う事業により暴力団を利することとならないよう、暴力排除活動に取り組むものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、市が実施する入札に暴力団員等を参加させず、又は法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市（市が設置する公の施設の管理を委任された者を含む。）は、暴力団の活動のために公共施設を利用し、又は使用しようとする者に対し、利用又は使用の許可を与えないことができることとする等の必要な措置を講ずるものとする。

（県及び他の市町への協力）

第7条 市は、暴力団の排除のための施策が講じられるよう、県及び他の市町に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

（祭礼等からの暴力団排除）

第8条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数の人々が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わ

る者（以下「行事主催者等」という。）は、当該行事から暴力団及び暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、警察等の関係機関と連携し、行事主催者等において前項の措置が講じられるよう、当該行事主催者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保することを目的として、廿日市市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割を明らかにし、暴力団の排除を推進するために講ずべき措置を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 21 号

廿日市市協働によるまちづくり基本条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市協働によるまちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等（第3条－第5条）

第3章 協働によるまちづくり推進計画（第6条）

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり（第7条・第8条）

第2節 情報発信による信頼関係づくり（第9条）

第3節 人づくり（第10条－第14条）

第4節 評価及び支援（第15条・第16条）

第5章 実効性の確保（第17条－第20条）

第6章 雑則（第21条）

附則

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切に
した暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。
- (2) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市内の学校に在学する個人
 - オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体
- (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。
- (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。
- (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。
- (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。
- (7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。
- (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等

(基本原則)

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。

- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にして取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
- 3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
- 4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。

(市の責務)

第5条 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

- 2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。
- 3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。
- 4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。

第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり

(地区、地域及び市域におけるまちづくり)

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとします。

2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等とします。

(円卓会議)

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとします。

第2節 情報発信による信頼関係づくり

(情報の発信及び共有)

第9条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

第3節 人づくり

(まちづくりに関わる人材の育成)

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まち

づくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

(子ども、若者等の育成)

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。

2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。

(まちづくりリーダーの育成)

第12条 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。

(人材を見いだす活動)

第13条 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

第4節 評価及び支援

(活動の評価)

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

(市による評価及び支援)

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動を評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。

第5章 実効性の確保

(協働によるまちづくり審議会)

第17条 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。

- (1) 第6条に規定する推進計画に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。
- (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。
- (4) 第16条第2項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。
- (5) この条例の改廃に関すること。

3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べることができます。

4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。

（組織）

第18条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

- (1) 第2条第2号ア及びイに規定する市民（個人に限る。）であって公募に応じた者
- (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

（実施状況の検証）

第19条 市は、毎年この条例の実施状況を検証し、その結果を公表します。

（条例の見直し）

第20条 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

(廿日市市市民活動センター条例の一部改正)

2 廿日市市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正します。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 この条例において「協働」とは、市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な主体が相互に理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいう。

(提案理由)

地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的として、協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(廿日市市印鑑条例の一部改正)

第1条 廿日市市印鑑条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第2項第1号中「若しくは身分証明書又は外国人登録証明書」を「又は身分証明書」に、「ちよう付」を「貼付」に改める。

第6条第3号中「氏名」の次に「（外国人住民（法第30条の4.5に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、氏名、住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。）及び住民基本台帳に記録されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。））」を加える。

第7条の見出しを「（登録印鑑の制限）」に改め、同条第1号中「又は外国人登録原票に登録」を削り、「組み合わせたもの」の次に「（以下この号において「氏名等」という。外国人住民にあつては、氏名等、通称若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもの）」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「（外国人住民にあつては、氏名、通称又は片仮名表記）」を加える。

第11条第2項中「又は外国人登録原票」を削る。

第13条第5号中「名」の次に「（外国人住民にあつては、氏若しくは名、通称又は片仮名表記）」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないこととなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

（廿日市市部設置条例の一部改正）

第2条 廿日市市部設置条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条自治振興部の項第3号中「、外国人登録」を削る。

（廿日市市手数料条例の一部改正）

第3条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表外国人登録原票の写しの項及び外国人登録原票の記載事項証明の項を削る。

（廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正）

第4条 廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法が改正され、及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律において外国人登録法が廃止されたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

附則第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「
「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の廿日市市税条例（以下「旧条例」という。）第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されたこと並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、市民税及び市たばこ税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 24 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第５号中

	１申請をもって１件とする。建築物を移転する場合は、移転に係る部分の床面積の２分の１の面積、確認又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１の面積について算定する。
５,０００円	
９,０００円	
１万４,０００円	
１万９,０００円	
３万４,０００円	
４万８,０００円	
１４万円	
２４万円	
４６万円	

を

	１申請をもって１件とする。建築物の移転、大規
--	-------------------------------

7,000 円	模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更（以下この表において「移転等」という。）をする場合は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の新築、増築、改築又は移転等をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（新築、増築又は改築の場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
1 万 3,000 円	
1 万 9,000 円	
2 万 6,000 円	
4 万 6,000 円	
6 万 5,000 円	
19 万円	
31 万円	
60 万円	

に、

9,000 円	1 申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては 4,000 円
5,000 円	1 申請をもって1件とする。小荷物専用昇降機にあっては 3,000 円
8,000 円	1 申請をもって1件とする。
4,000 円	1 申請をもって1件とす

	る。
	1 申請をもって1 件とする。建築物を移転する場合は、移転に係る部分の床面積の2 分の1 の面積について算定する。
1 万円	
1 万 2,000 円	
1 万 6,000 円	
2 万 2,000 円	
3 万 6,000 円	
5 万円	
12 万円	
19 万円	
38 万円	
	1 申請をもって1 件とする。建築物を移転する場合は、移転に係る部分の床面積の2 分の1 の面積について算定する。
9,000 円	
1 万 1,000 円	
1 万 5,000 円	
2 万 1,000 円	
3 万 5,000 円	
4 万 7,000 円	
11 万円	
18 万円	
37 万円	
1 万 3,000 円	1 申請をもって1 件とする。小荷物専用昇降機にあっては 8,000 円
1 万 2,000 円	1 申請をもって1 件とする。小荷物専用昇降機に

を

	あっては 8,000 円
9,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
	1 申請をもって 1 件とする。
9,000 円	
1 万 1,000 円	
1 万 5,000 円	
2 万円	
3 万 3,000 円	
4 万 5,000 円	
10 万円	
16 万円	
33 万円	

1 万 9,000 円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあっては 9,000 円
1 万円	1 申請をもって 1 件とする。小荷物専用昇降機にあっては 5,000 円
1 万 3,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。
	1 申請をもって 1 件とする。建築物の移転等（用途の変更を除く。）をす
1 万 1,000 円	

1 万 3,000 円	る場合は、当該移転等に 係る部分の床面積の 2 分 の 1 の面積について算定 する。
1 万 7,000 円	
2 万 3,000 円	
4 万円	
5 万 6,000 円	
13 万円	
21 万円	
43 万円	
	1 申請をもって 1 件とす る。建築物の移転等（用 途の変更を除く。）をす る場合は、当該移転等に 係る部分の床面積の 2 分 の 1 の面積について算定 する。
1 万円	
1 万 2,000 円	
1 万 6,000 円	
2 万 2,000 円	
3 万 8,000 円	
5 万 3,000 円	
12 万円	1 申請をもって 1 件とす る。小荷物専用昇降機に あっては 1 万 2,000 円
20 万円	
40 万円	
2 万 1,000 円	
2 万円	1 申請をもって 1 件とす る。小荷物専用昇降機に あっては 1 万 2,000 円
1 万 4,000 円	1 申請をもって 1 件とす る。
	1 申請をもって 1 件とす

に改め、同表第 8 号中

	る。
1 万円	
1 万 3,000 円	
1 万 7,000 円	
2 万 3,000 円	
3 万 7,000 円	
5 万 2,000 円	
12 万円	
19 万円	
39 万円	

「危険物浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所設置の許可
危険物の貯蔵最大数量」を

「危険物浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置の許可
危険物の貯蔵最大数量」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法の一部が改正され、建築確認又は検査の審査内容が厳格化されたことにより審査に係る事務処理時間が増加したこと及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査の標準手数料額が新たに設けられたことに伴い、手数料の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成１１年広島県条例第３４号）第２条の表の第３号の３の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において墓地、埋葬等に関する法律の一部が改正され、広島県知事の権限であった墓地等の経営許可等の事務が市長の権限になることに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 26 号

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

廿日市市保育園条例（昭和６３年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「玖島保育園」及び「廿日市市玖島４３７８番地」を削り、「廿日市市深江三丁目８番３２号」を「廿日市市深江二丁目１１番２５号」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年３月２６日から施行する。ただし、改正規定中「玖島保育園」及び「廿日市市玖島４３７８番地」を削る部分は、平成２４年４月１日から施行する。

(提案理由)

玖島保育園の廃止及び深江保育園の移転に伴い、保育園の名称及び位置に係る規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 27 号

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

廿日市市留守家庭児童会条例（平成14年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

第3条中「第6条の2第12項」を「第6条の3第2項」に改める。

第5条中「その他規則で定める児童」を「その他規則で定めるもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、児童の健全育成上市長が必要と認める場合は、第4学年から第6学年までに在学する児童であっても、児童会事業を利用することができるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、利用対象児童の範囲を拡充するため、この条例案を提出するものである。

議案第28号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成24年3月6日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成１２年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「平成２１年度から平成２３年度まで」を「平成２４年度から平成２６年度まで」に改め、同条第１号中「２万５，０１７円」を「２万８，２６０円」に改め、同条第２号中「２万５，０１７円」を「２万８，２６０円」に改め、同条第３号中「３万７，５２６円」を「４万２，３９０円」に改め、同条第４号中「５万３５円」を「５万６，５２０円」に改め、同条第５号中「５万８，０４０円」を「６万５，５６３円」に改め、同条第６号中「６万２，５４３円」を「７万６５０円」に、「２００万円」を「１９０万円」に改め、同条第７号中「７万５，０５２円」を「８万４，７８０円」に、「２００万円」を「１９０万円」に改め、同条第８号中「８万７，５６１円」を「９万８，９１０円」に改める。

附則に次の２条を加える。

（平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率の特例）

第１２条 令附則第１４条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、第２条の規定にかかわらず、３万７，８６８円とする。

第１３条 令附則第１５条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までの保険料率は、第２条の規定にかかわらず、５万１，４３３円とする。

附 則

- １ この条例は、平成２４年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第２条の規定は、平成２４年度以降の年度分の保険料について適用し、平成２３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成21年度から平成23年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、新たに平成24年度から平成26年度までの介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 29 号

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例の
一部を改正する条例

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例（平成１２年
条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第５条中「廿日市市平良山手１２番７号」を「廿日市市下平良一丁目１
１番１号」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

(提案理由)

廿日市駅北土地区画整理事業の事務所を移転することに伴い、その所在地を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 30 号

廿日市市営住宅設置及び管理条例及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市営住宅設置及び管理条例及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(廿日市市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第1条 廿日市市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号の条件）」を「次に掲げる条件」に改め、同項第2号中「ア、イ又はウに掲げる場合」を「ア又はイに掲げる場合」に、「ア、イ又はウに掲げる金額」を「ア又はイに定める金額」に改め、同号アを次のように改める。

ア 次に掲げる場合 21万4,000円

- (ア) 入居者又は同居者が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度である場合
- (イ) 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度である場合
- (ウ) 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者である場合
- (エ) 入居者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものである場合
- (オ) 入居者又は同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合

- (カ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (キ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (ク) 公営住宅が法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この号において「激甚災害法」という。）第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合であって、入居することとなる期間が法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害法第22条第1項に規定する災害発生の日から3年を経過するまでの間であるとき。

第6条第1項第2号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同項第3号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（この項及び次条第2項において「高齢者等」という。）は、前項第2号から第6号までに掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。ただし、高齢者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合は、この限りでない。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(4) 前項第2号ア(イ)から(オ)までのいずれかに該当する者

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等は、同項第3号に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。

第7条第2項中「前条第1項第2号イに掲げる」を「前条第1項第2号ア(ク)に規定する」に、「老人等」を「高齢者等」に、「当該災害発生の日」を「同項第2号ア(ク)に規定する災害発生の日」に改め、「、なお」を削り、同条第3項中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者に面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

附則第13項中「間、」の次に「平成15年1月29日総務省告示第

75号による廃置分合が行われた日の前日において広島県佐伯郡佐伯町及び吉和村であった区域並びに平成17年8月8日総務省告示第858号による廃置分合が行われた日の前日において広島県佐伯郡宮島町であった区域に存する」を加える。

(廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部改正)

第2条 廿日市市福祉住宅設置及び管理条例(平成17年条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「公営住宅法施行規則(昭和26年省令第19号)第24条に規定する障害の程度の者」を「障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの」に改める。

第6条第2号中「令第6条第5項第1号に定める金額」を「21万4,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(入居者資格の特例)

2 公営住宅の入居者がこの条例の施行の日前に56歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又はこの条例の施行の日前に56歳以上の者である場合における第1条の規定による改正後の廿日市市営住宅設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第6条第1項第2号ア(カ)の規定の適用については、同号ア(カ)中「入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上」とあるのは、「入居者が平成24年4月1日前に56歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが平成24年4月1日前に56歳以上」とする。

3 この条例の施行の日前に56歳以上である者に対する新条例第6条第2項第1号の規定の適用については、同号中「60歳以上の者」とあるのは、「平成24年4月1日前に56歳以上である者」とする。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅の入居者資格として同居親族要件、入居収入基準等を規定するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 31 号

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例

廿日市市立学校設置条例（昭和３９年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表第３ 廿日市市立宮島中学校の項中「廿日市市宮島町７７９番地」を「廿日市市宮島町７７９番地２」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

(提案理由)

廿日市市立宮島小学校の大規模改造工事が完了し、廿日市市立宮島中学校を宮島小学校の所在地に移転させることに伴い、宮島中学校の位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 32 号

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

はつかいち市民図書館設置及び管理条例（平成８年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

- ４ 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において図書館法の一部が改正されたことに伴い、図書館協議会委員の任命の基準を条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第 33 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則に次の４項を加える。

- 4 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成２３年政令第４０５号。第７項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第１条第１項の規定の改正により、新たに指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第６項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第３２条の２第２項第９号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成２４年７月１日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 5 新規対象のうち、第３２条の２第１項第１６号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成２５年１２月３１日までの間は、適用しない。
- 6 新規対象のうち、第３２条の２第２項第１号から第８号まで、第３２条の３の２（第３号を除く。）又は第３２条の４第２項（第１号、第１０号及び第１１号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第４項第２号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成２５年６月３０日までの間は、適用しない。

- 7 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(提案理由)

危険物の規制に関する政令の一部が改正され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第1類の危険物に追加されたことに伴い、技術上の基準について経過措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

議案第 34 号

廿日市市工業団地下水道条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 24 年 3 月 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市工業団地下水道条例を廃止する条例

廿日市市工業団地下水道条例（平成7年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

工業団地下水道を廃止し、その処理区域を公共下水道の処理区域に編入するため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 0 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、栗栖辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

総 合 整 備 計 画 書

広島県 廿日市市 栗栖辺地

(辺地の人口：208人、面積：1.0km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市栗栖
- (2) 地区の中心の位置 廿日市市栗栖126番地2
- (3) 辺地度点数 131点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の西北西に位置し、一級河川小瀬川沿いの集落で、国道186号と主要地方道廿日市佐伯線の合流地点付近にあります。本地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口387人に対し、平成24年1月1日現在の人口は208人と大幅に人口が減少し、過疎化が進行しています。

本地区の主な産業は農業ですが、過疎・高齢化の進行はもとより、耕作放棄等や森林管理放棄による土地の荒廃を防止するため、生活基盤や農業基盤等の整備を進めていく必要があります。

また、本地区では、簡易水道により生活用水を供給していますが、施設が著しく老朽化していることや、十分な取水量が確保できないといった問題を抱えています。

こうした課題に対応していくため、農道の計画的な整備を行うとともに、引き続き、生活用水を安定して供給できるよう、新たな水源の確保、配水施設の更新等の簡易水道施設の計画的な整備を行うことにより、生活環境の維持・向上を図ります。

3 公共的施設の整備計画

平成24年度から平成27年度まで 4年間

(単位：千円)

区 分 施 設 名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
交通通信施設 農道・林道 (農道上栗栖線)	廿日市市	20,800		20,800	20,800
厚生施設 飲用水供給施設 (簡易水道統合整備)	廿日市市	156,803	100,828	55,975	50,400
合 計		177,603	100,828	76,775	71,200

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する栗栖辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 1 号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、市議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市行第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考 1 中「及び外国人登録原票（外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）第 4 条第 1 項の外国人登録原票をいう。以下同じ。）」を削り、同表備考 2 中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 3 の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の関係市町の負担金について適用し、平成 2 4 年度分までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。

(提案理由)

住民基本台帳の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 2 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1 7 2	金 剛 寺 第 1 2 線	廿日市市地御前二丁目 2 2 番 2 地先	廿日市市地御前二丁目 6 番 1 2 地先
2 5 3	阿 品 4 号 路 線	廿日市市阿品二丁目 2 1 0 0 番 1 地先	廿日市市阿品二丁目 2 1 0 6 番 1 地先
6 1 3	串戸 5 号線	廿日市市串戸三丁目 1 8 0 番 1 地先	廿日市市串戸三丁目 甲 1 1 2 番 8 地先
7 4 5	新 屋 敷 2 号 線	廿日市市串戸五丁目 3 9 0 番 1 4 地先	廿日市市串戸四丁目 4 8 3 番 2 地先
7 5 9	国広線支線	廿日市市宮内字国広 4 4 6 8 番 1 地先	廿日市市宮内字国広 4 5 1 9 番 4 地先
1 2 7 1	阿品 2 号路 線 1 号支線	廿日市市阿品二丁目 2 3 8 5 番 4 地先	廿日市市阿品二丁目 2 3 6 8 番 1 3 地先
1 3 8 3	国 療 支 線	廿日市市原字矢之崎 8 7 8 番 2 地先	廿日市市原字國實 7 3 番 1 地先

1 3 8 4	森 宗 線	廿日市市原字森宗7 7 6 番 2 地先	廿日市市原字下ヶ原 5 7 5 番 2 地先
1 3 8 5	第 9 郡塚線	廿日市市上平良字郡 塚 1 4 7 4 番 1 地先	廿日市市上平良字郡 塚 1 4 7 7 番 1 0 地 先
1 3 8 6	第 6 可 愛 支 線	廿日市市可愛 1 2 5 5 番 1 3 地先	廿日市市可愛 1 2 5 5 番 5 地先
1 3 8 7	住吉 7 号線	廿日市市住吉一丁目 6 3 0 番地先	廿日市市住吉一丁目 8 3 8 番 2 地先
1 3 8 8	大 幸 1 号 支 線	廿日市市宮内字大幸 1 7 2 3 番 1 1 地先	廿日市市宮内字大幸 1 7 2 5 番 2 地先
1 3 8 9	串戸畑口 6 号 支 線	廿日市市宮内字的場 2 0 4 3 番 6 地先	廿日市市宮内字的場 2 0 9 8 番 1 8 地先
1 3 9 0	串戸畑口 7 号 支 線	廿日市市宮内字西岡 迫 2 0 0 0 番地先	廿日市市宮内字西岡 迫 1 9 9 9 番 1 地先
1 3 9 1	北山 4 号線	廿日市市宮内四丁目 1 2 0 7 番 2 2 地先	廿日市市宮内四丁目 1 2 0 7 番 1 6 地先
1 3 9 2	沢の尾 2 号 支 線	廿日市市宮内四丁目 1 3 1 番 1 地先	廿日市市宮内四丁目 1 3 1 番 1 4 地先
1 3 9 3	宮内越通り 1 号 支 線	廿日市市宮内字大方 4 7 7 2 番 1 0 地先	廿日市市宮内字野坂 9 7 3 番 2 地先
1 3 9 4	六 本 松 2 2 号 線	廿日市市六本松二丁 目 8 9 4 番 1 2 地先	廿日市市六本松二丁 目 8 9 4 番 1 6 地先
1 3 9 5	串 戸 4 - 2 号線	廿日市市串戸四丁目 2 5 5 番 8 地先	廿日市市串戸四丁目 2 5 4 番 6 地先
1 3 9 6	扇 新 開 第 8 横 線	廿日市市地御前一丁 目 1 3 4 8 番 8 地先	廿日市市地御前一丁 目 1 3 7 5 番 1 地先

1 3 9 7	金 剛 寺 第 1 4 線	廿日市市地御前二丁 目 2 5 番 1 地先	廿日市市地御前二丁 目 2 1 番 2 地先
2 1 3 4	上中組小坂 1 号 線	廿日市市永原字上中 組 2 3 6 番 3 地先	廿日市市永原字舛垣 内山 1 0 1 番 1 地先
2 1 9 0	大虫 1 号線	廿日市市虫所山字中 合 1 3 8 0 番地先	廿日市市虫所山字土 橋 1 3 2 4 番 1 地先
2 1 9 1	飯山稗原線	廿日市市飯山字神田 1 1 2 番地先	廿日市市飯山字中間 1 3 4 番地先
2 1 9 2	下 栗 栖 線	廿日市市栗栖字五所 河内 1 0 8 番 2 地先	廿日市市栗栖字五所 河内 2 1 番地先
2 1 9 3	上 栗 栖 2 号 線	廿日市市栗栖字小浜 3 2 2 番地先	廿日市市栗栖字小浜 3 4 4 番 2 地先
2 1 9 4	河 本 1 号 支 線	廿日市市津田字東河 本 3 8 5 2 番 4 地先	廿日市市津田字東河 本 3 8 5 4 番 5 地先
2 1 9 5	林 1 号支線	廿日市市津田字林 4 8 3 6 番 9 地先	廿日市市津田字林 4 8 3 6 番 1 5 地先
2 1 9 6	八幡迫支線	廿日市市津田字江尻 1 2 2 3 番 6 地先	廿日市市津田字江尻 1 2 2 3 番 1 地先
2 1 9 7	下 中 組 1 号 線	廿日市市永原字下中 組 6 0 2 番 1 4 地先	廿日市市永原字下中 組 6 0 2 番 4 地先
2 1 9 8	河津上中組 2 号 線	廿日市市河津原字上 中組 6 2 2 番 3 地先	廿日市市河津原字上 中組 6 1 7 番 2 地先
2 1 9 9	光 が 丘 南 7 号 線	廿日市市友田字里地 2 4 番 4 4 6 地先	廿日市市友田字氏森 1 9 4 番 9 地先
2 2 0 0	光 が 丘 南 8 号 線	廿日市市友田字氏森 2 0 1 番 2 3 地先	廿日市市友田字氏森 2 0 0 番 1 7 地先
2 2 0 1	光 が 丘 南 9 号 線	廿日市市友田字里地 2 4 番 4 7 5 地先	廿日市市友田字里地 2 4 番 3 4 9 地先

2202	光が丘南 10号線	廿日市市友田字里地 24番459地先	廿日市市友田字里地 24番200地先
2203	光が丘南 11号線	廿日市市友田字里地 24番358地先	廿日市市友田字里地 24番202地先
2204	光が丘南 12号線	廿日市市友田字里地 24番282地先	廿日市市友田字里地 24番482地先
2205	大久保 1号線	廿日市市永原字大久 保1149番4地先	廿日市市永原字大久 保1163番5地先
2206	友田東線	廿日市市友田字里地 62番地先	廿日市市友田字里地 80番地先
2207	千代田中央 1号線	廿日市市峠字仏之前 535番1地先	廿日市市峠字迫田2 49番1地先
2208	千代田中央 2号線	廿日市市峠字仏之前 536番1地先	廿日市市峠字仏之前 540番地先
2209	北戸屋原 1号線	廿日市市浅原字正木 原599番1地先	廿日市市浅原字西ヶ 原631番3地先
4016	物見山 縄田線	廿日市市物見西二丁 目2003番41地 先	廿日市市大野中央二 丁目765番地先
4458	赤崎 14号線	廿日市市宮島口三丁 目2327番3地先	廿日市市宮島口二丁 目2373番24地 先
4472	中央1号線	廿日市市大野中央五 丁目539番地先	廿日市市大野中央五 丁目770番地先
4523	中央 25号線	廿日市市大野中央二 丁目5212番1地 先	廿日市市大野中央二 丁目4774番1地 先

4 6 3 5	赤 崎 1 6 号 線	廿日市市宮島口三丁 目 2 3 2 0 番 1 地先	廿日市市宮島口三丁 目 1 1 7 番 6 地先
4 6 3 6	別府 3 号 線	廿日市市大野字別府 1 6 5 9 番 6 地先	廿日市市大野字別府 1 6 6 0 番 6 地先
4 6 3 7	中 別 府 3 号 線	廿日市市大野字中別 府 8 7 6 番 1 地先	廿日市市大野字中別 府 8 6 8 番 1 地先
4 6 3 8	土井 6 号 線	廿日市市大野字田屋 1 1 2 8 番 2 地先	廿日市市大野字田屋 1 1 1 3 番 地先
4 6 3 9	原 5 号 線	廿日市市大野原三丁 目 5 6 9 3 番 地先	廿日市市大野原三丁 目 5 6 8 9 番 1 地先
4 6 4 0	上 ノ 浜 7 号 線	廿日市市上の浜一丁 目 8 7 7 4 番 5 8 地 先	廿日市市上の浜一丁 目 3 7 2 7 番 1 地先
4 6 4 1	上 ノ 浜 8 号 線	廿日市市上の浜一丁 目 3 8 0 6 番 地先	廿日市市上の浜一丁 目 3 7 8 8 番 9 地先
4 6 4 2	下 の 浜 1 0 号 線	廿日市市下の浜 4 0 3 9 番 2 地先	廿日市市下の浜 3 9 8 7 番 9 地先
4 6 4 3	上桐 3 号 線	廿日市市塩屋二丁目 7 0 8 7 番 1 地先	廿日市市塩屋二丁目 7 1 2 5 番 1 地先
4 6 4 4	梅 原 1 1 号 線	廿日市市梅原二丁目 6 2 4 7 番 1 4 地先	廿日市市梅原二丁目 6 2 5 8 番 1 地先
4 6 4 5	前 空 5 0 号 線	廿日市市前空五丁目 8 8 0 番 1 5 5 地先	廿日市市前空五丁目 8 8 0 番 1 4 3 地先

2 市道路線の廃止

番 号	認定路線名	起 点	終 点
3	横 小 路 線	廿日市市天神 3 9 番 地先	廿日市市廿日市二丁 目 9 6 5 番 地先

8	胡 子 線	廿日市市廿日市二丁目281番2地先	廿日市市廿日市二丁目469番地先
172	金 剛 寺 第 1 2 線	廿日市市地御前二丁目22番2地先	廿日市市地御前二丁目6番11地先
173	金 剛 寺 第 1 3 線	廿日市市地御前二丁目6番11地先	廿日市市地御前一丁目1番6地先
253	阿 品 4 号 路 線	廿日市市阿品二丁目2100番1地先	廿日市市阿品二丁目2102番5地先
613	串戸5号線	廿日市市串戸三丁目180番1地先	廿日市市串戸三丁目197番7地先
745	新 屋 敷 2 号 線	廿日市市串戸五丁目394番7地先	廿日市市串戸五丁目467番1地先
759	国広線支線	廿日市市宮内字国広4468番1地先	廿日市市宮内字国広4467番3地先
1271	阿品2号路 線1号支線	廿日市市阿品二丁目2385番3地先	廿日市市阿品二丁目2368番6地先
2134	上中組小坂 1 号 線	廿日市市永原字上中組236番地先	廿日市市永原字上中組232番地先
4016	物 見 山 縄 田 線	廿日市市物見西二丁目2003番41地先	廿日市市大野中央五丁目770番地先
4333	赤 崎 1 3 号 線	廿日市市宮島口二丁目2578番1地先	廿日市市宮島口二丁目2643番1地先
4401	下 の 浜 3 号 線	廿日市市下の浜3984番地先	廿日市市下の浜3987番4地先
4458	赤 崎 1 4 号 線	廿日市市宮島口三丁目2365番4地先	廿日市市宮島口三丁目2327番9地先

4 4 7 2	中央 1 号 線	廿日市市大野中央五 丁目 5 3 9 番地先	廿日市市大野中央五 丁目 7 7 0 番地先
4 5 2 3	中 央 2 5 号 線	廿日市市大野中央二 丁目 5 2 1 2 番 1 地 先	廿日市市大野中央二 丁目 4 7 7 5 番 2 地 先

(提案理由)

開発行為により設置した道路、事業計画のある道路の整備により既存道路の起点又は終点の変更が必要となった道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線などを廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 53 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 24 年 3 月 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 院 去 幹 雄

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員山本名嘉子の任期が、平成24年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 5 4 号

廿日市市監査委員の選任の同意について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、次の者を廿日市市監査委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

識見を有する者のうちから選任する監査委員

氏 名 横 山 泉

(提案理由)

廿日市市監査委員橋本勉が、平成24年3月31日をもって辞職するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 55 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 24 年 3 月 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 木 浦 紀 幸

氏 名 山 本 正 博

（提案理由）

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員木浦紀幸及び山本正博の任期が、平成24年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

